

定 款

(平成 19 年 6 月 28 日改正)

川重冷熱工業株式会社

目 次

第1章	総 則	1
第2章	株式及び株主	2
第3章	株 主 総 会	3
第4章	取締役及び取締役会	4
第5章	監査役及び監査役会	5
第6章	会 計 監 査 人	6
第7章	計 算	7

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、川重冷熱工業株式会社と称する。

英文では、KAWASAKI THERMAL ENGINEERING CO.,LTD. と書く。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を滋賀県草津市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1.汎用ボイラ、空調機器、吸収式ヒートポンプ等の設備及びそれらの部品の設計、製造、据付、修理、補修、運転保守整備、並びに販売及び賃貸借

2.土木、建築工事の設計・施工・監理

3.管工事、電気工事の設計・施工・監理

4.清掃施設工事の設計・施工・監理

5.材料試験、非破壊試験、化学分析等の理化学的な計測・調査・検査・研究

6.化学薬品類の販売

7.その他前各号に付帯関連する事業

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1.取締役会

2.監査役

3.監査役会

4.会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式及び株主

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,600 万株とする。

②当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規程により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。

(単元未満株券の不発行)

第 9 条 当社は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株式を発行しない。

(株式の取扱い)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(単元未満株主についての権利)

第 11 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿及びこれを株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が取締役会の決議に基づきこれを招集する。

②社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議 長)

第 17 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

②社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役がこれに代わる。

③議長は、株主総会の決議によって、会議の延期もしくは続行を行うことができる。この場合には、別に招集手続きを行うことを要しない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、株主総会において、議決権を有するほかの出席株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する委任状を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第21条 当社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役会長、社長おのおの1名、副社長、専務取締役及び常務取締役おのおの若干名を定めることができる。

(社長の職務)

第25条 社長は、会社の業務を統理する。

②社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役がこれに代わる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第27条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。

②社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のある時はこの期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役

の過半数をもって行う。

②当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(取締役会の運営)

第31条 その他当社の取締役会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(社外取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(定員)

第33条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会の運営)

第 40 条 その他当会社の監査役会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。

(社外監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(補欠監査役)

第 42 条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる

②補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

④補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くことになった場合に監査役に就任する。

⑤前項に基づき、補欠監査役が監査役に就任した際の当該監査役任期は、補欠監査役に選任された時から起算して、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(員 数)

第 43 条 当会社の会計監査人は 1 名とする。

(選任方法)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 48 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第 49 条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 50 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社は、その支払の義務を免れる。

②未払配当金については利息を支払わない。

以 上

この定款は、原本と相違なきことを証明いたします。

2007年6月28日

滋賀県草津市青地町1000番地
川重冷熱工業株式会社
代表取締役社長 大黒 一 豊